

法学部教員 研究テーマ集

たかはた じゅんこ

高島 淳子

法学部 教授

修士

社会保障法・労働法

学内における活動

- ダイバーシティ推進委員会
意識啓発部会部会長、LGBT
対応検討ワーキングチーム
など

学外における活動

- 京都労働局紛争調整委員会
委員あっせん委員
- 京都労働局機会均等室調停
委員
- 京都労働局地方労働審議会
委員
- 大阪府行政不服審査会委員
- 宮津市男女共同参画・女性
活躍推進審議会委員
- 京都勤労者学園講師

主要な研究業績

- 単著「離職した労働者への
雇用保険給付—離職理由に
よる違いを中心に」日本労
働研究雑誌第711号37-47頁
(2019年)
- 単著「社会保険料免除の意
義」社会保障法研究第2号
17-40頁 (2013年)
- 単著「ワーク・ライフ・バ
ランス施策の意義と実効性
の確保」季刊労働法220号
15-26頁 (2008年)

最近の研究業績

- 単著「離職した労働者への
雇用保険給付—離職理由に
よる違いを中心に」日本労
働研究雑誌第711号37-47頁
(2019年)
- 単著「就職できない若者」
村中孝史ほか編『労働者像
の多様化と労働法・社
会保障法』（有斐閣、2015
年）
- 単著「不安定雇用・失業・
求職者支援」論究ジュリス
ト11号55-64頁（2014年）

□研究テーマ

失業時の生活保障のあり方、仕事と家庭責任の両立など

□研究の取組み

これまで、失業時の生活保障のあり方や仕事と家庭責任の両立問題など、社会保障法と労働法の交錯領域に位置づけられる課題を研究テーマとしてきた。以下では、最近の研究成果である「離職した労働者への雇用保険給付—離職理由による違いを中心に」の概要と、今後取り組む予定である「育児休業給付の社会保障法上の位置づけ」の2点について述べる。

日本では、失業中の所得保障を目的として、雇用保険制度が設けられている。失業に至る契機には、退職、解雇、合意解約、定年の4つがあるが、雇用保険法は離職理由に応じて給付に大きな違いを設けている。すなわち、倒産・解雇等を理由とする離職とそれ以外の離職を峻別し、前者は、受給資格にかかる被保険者期間、所定給付日数、給付制限の有無について有利に扱われている。より所得保障のニーズが高いと考えられる離職者に手厚い給付を用意すること自体は肯首できるが、以下のような問題点も指摘できる。まず、一般の離職者も納付した雇用保険料に見合った給付の受給権は保障されなければならないし、離職理由の判定も困難であることから、離職理由による給付上の差異は縮減すべきである。また、解雇の効力に争いがある場合に支給される条件付き給付と離職者が有する賃金請求権を調整する仕組みを用意し、失業中の所得保障をより確実なものとしなければならない。

他方で、雇用保険法上の雇用継続給付の一つに位置づけられる育児休業給付に着目すると、近年、給付総額が増大しており、

求職者給付の給付総額に匹敵する規模となっている。この背景には、1995年の制度創設以来、休業期間の延長、有期雇用労働者への対象の拡大、給付率の引き上げなどの改正を加えてきたことがあり、今後、男性の育児休業取得者が増加すれば、育児休業給付の給付総額はより一層増大すると思われる。育児休業給付に対しては、給付率をより引き上げるべきとの指摘がなされる一方で、雇用保険給付として位置づけることへの疑問も示されてきた。また、育児休業給付の受給者の内訳をみると、大都市居住者で正社員など安定した雇用に就く者の割合が高く、地方在住者や非正規雇用・雇用以外の就労形態をとる者との間で格差が生じている。このような状況下では、改めて、育児休業給付を現行通り雇用保険法上の雇用継続給付とするか、あるいは他の仕組みによるのかなど社会保障制度内での位置付け、また、費用負担のあり方について検討することが必要である。

育児休業給付をめぐる問題は、学生自身が近い将来、かかわる可能性が高く、関心を持ちやすい。そこで、上記の研究をもとに、育児休業の取得要件や男性の育児休業取得率の向上、さらに他の子育て支援策との関係などをテーマとした授業を行うことも検討している。子育て世代の方々や政策担当者らへのインタビューなども交えながら、政策内容を検討することとした。